
本文細目次〔文書群の構造〕

ほ文書群

1 真田家／家職／諸金銭勘定	45
2 藩政／勤役／供奉	47
3 藩政／家中／賞罰	47
4 藩政／家中／屋敷・地所	48
5 藩政／郡方／村町方／諸願書・取調	48
6 藩政／諸職／監察方／諸願書・取調	50
7 藩政／諸職／民事掛／申上書・諸願書	51
8 藩政／諸職／兵政局・軍事局／申上書・諸願書	52
9 藩政／財政／勘定所／諸用状	53
10 藩政／財政／勘定所／拝借掛	53
11 藩政／財政／勘定所／切米渡	54
12 藩政／財政／払方御金奉行／金銭請払	57
13 藩政／財政／払方御金奉行／諸事差引勘定	59
14 藩政／財政／奥向賄／拝借金	60
15 藩政／財政／御側御納戸／諸向御用	62
16 藩政／財政／甲府・奥羽出兵	66
17 藩政／財政／計政局・会計掛／金札・錢札・官札	67
18 藩政／財政／計政局・会計掛／金銭請払	67
19 元松代庁／諸用状	68
20 その他	69

ま文書群

1 真田家／規式	70
2 真田家／江戸屋敷	70
3 真田家／江戸屋敷／屋敷替	71
4 真田家／道具・書目	71
5 真田家／家職／祝賀・献上	71
6 真田家／家職／諸金銭勘定	71
7 藩政／勤役／御手伝	72

8	藩政／役職／御目見	72
9	藩政／勤方／記録	72
10	藩政／家中／賞罰	72
11	藩政／家中／御賞・諸願	72
12	藩政／家中／屋敷・地所	74
13	藩政／諸役方／御留守居役	75
14	藩政／諸役方／水道役	75
15	藩政／郡方／寺社／参詣	75
16	藩政／郡方／村町方／諸願書・取調	75
17	藩政／郡方／災害／地震	76
18	藩政／甲府・奥羽出兵	77
19	藩政／諸職／職事掛／御賞等級調	77
20	藩政／諸職／神社郡政局・民事掛／諸願書・取調	77
21	藩政／諸職／公用人／評議書類	79
22	藩政／諸職／兵政局・軍事局／申上書・願書	79
23	藩政／財政／郡奉行・御勝手元／諸用状	80
24	藩政／財政／勘定所／諸用状	81
25	藩政／財政／勘定所／内借掛	85
26	藩政／財政／御吟味役／拝借金	86
27	藩政／財政／奥向勘定	87
28	藩政／財政／御料理所	87
29	藩政／計政局・会計掛／借入・用達	87
30	藩政／財政／計政局・会計掛／給禄・手充	88
31	藩政／財政／計政局・会計掛／出張費	89
32	藩政／財政／計政局・会計掛／諸願書・取調	90
33	藩政／財政／計政局・会計掛／金銭請払	92
34	元松代庁／諸願書	94
35	その他	97

み文書群

1	藩政／諸役方／水道方／寺社参詣	98
2	藩政／諸役方／水道方／屋敷地改	100
3	藩政／諸役方／水道方／水道作事	113
4	藩政／諸職／神社郡政局／伝馬	116
5	藩政／財政／勘定所／諸用状	116
6	藩政／財政／勘定所／金銭請払	116

7	藩政／財政／元方御金奉行／課業上納金請払	117
8	藩政／財政／奥向賄	119
9	元松代庁／諸願書	119

む文書群

1	藩政／郡方／取調	121
2	藩政／財政／御勘定吟味／伺書・申上書	121
3	藩政／財政／御勘定吟味／諸願	121
4	藩政／財政／勘定所／諸用状	122
5	藩政／財政／勘定所／御馬飼料掛	122
6	藩政／財政／勘定所／金銭請払	122
7	藩政／財政／御吟味役／金銭請払	123
8	藩政／財政／払方御金奉行／金銭請払	125
9	藩政／財政／奥向勘定	126
10	藩政／財政／御側御納戸／金銭諸払	170
11	藩政／財政／御茶部屋／金銭諸払	173
12	藩政／財政／給禄・手充	180
13	藩政／財政／計政局・会計掛／藩債	181
14	藩政／財政／計政局・会計掛／申上書・諸用状	182
15	藩政／財政／計政局・会計掛／金銭請払	184

め文書群

1	藩政／江戸屋敷／諸願	195
2	藩政／財政／元方御金奉行／預金	195
3	藩政／財政／払方御金奉行／拝借金	196
4	藩政／財政／勘定所／拝借金	214
5	藩政／財政／勘定所／御馬飼料	222
6	藩政／財政／御預所／借入・用達	222
7	藩政／財政／拝借金／諸役歎願	222
8	藩政／財政／計政局／拝借金	225
9	藩政／財政／計政局／用度方	228

も文書群

1	真田家／病気・療養／湯治／幸教病気一件	230
2	真田家／家職／諸金銭勘定	232

3	藩政／諸役方／留守居	232
4	藩政／郡方／郡奉行・御勝手元	234
5	藩政／郡方／寺社／白鳥宮	235
6	藩政／郡方／村町方／諸願書・取調	236
7	藩政／郡方／村町方／村々諸手当	240
8	藩政／郡方／山林	241
9	藩政／郡方／山林・虫倉山	245
10	藩政／甲府・奥羽出兵	248
11	藩政／諸職／神社郡政局・民事掛／諸願書・取調	248
12	藩政／諸職／計政局・会計掛／諸願書・取調	248
13	藩政／諸職／市政局／賈金穿鑿	249
14	藩政／財政／郡方代官	252
15	藩政／財政／郡方代官／種借	253
16	藩政／財政／勘定所／御用状	259
17	藩政／財政／勘定所／御馬飼料掛	265
18	藩政／財政／勘定所／穀類相場	267
19	藩政／財政／勘定所／諸願	268
20	藩政／財政／勘定所／諸金錢請払	269
21	藩政／財政／奥向／諸勘定	269
22	藩政／財政／甲府・奥羽出兵	269
23	藩政／財政／神社郡政局・民事掛／申上書・諸用状	270
24	藩政／財政／計政局・会計掛／申上書・諸用状	272
25	藩政／財政／計政局・会計掛／金札・錢札・官札	274
26	藩政／財政／計政局・会計掛／商法社札	278
27	藩政／財政／計政局・会計掛／諸向金錢上納	284
28	藩政／財政／計政局・会計掛／借入・用達	285
29	藩政／財政／兵政局・軍事局／諸願・伺書	286
30	元松代庁／諸用状	286
31	元松代庁／諸願書	288
32	元松代庁／新公債取扱	289

や文書群

1	真田家／家職／諸金錢勘定	291
2	藩政／郡方／寺社／拝借米金	291

3	藩政／郡方／村町方／諸願書・取調	291
4	藩政／財政／元方御金奉行／金錢請取	296
5	藩政／財政／勘定所／拝借掛・内借掛	297
6	藩政／財政／勘定所／御救米掛	313
7	藩政／財政／勘定所／借入・用達	314
8	藩政／財政／奥向賄	315
9	藩政／財政／神社郡政局・民事掛／伺書	315
10	藩政／財政／計政局／借入・用達	315
11	元松代庁／諸用状	316

既刊目録未収載分

1	真田家／相続／慶応二年相続一件	317
2	真田家／參勤・上京／元治元年上京	317
3	真田家／規式／供立・行列	317
4	真田家／病氣・療養／湯治／幸教病氣一件	317
5	真田家／交際	318
6	真田家／奥向／奥方役人用状	318
7	真田家／文芸	318
8	真田家／道具・書目／御腰物	318
9	藩政／家中／維新褒賞	319
10	藩政／諸役方／郡奉行所	319
11	藩政／諸役方／水道方	319
12	藩政／諸役方／学校懸	320
13	藩政／郡方／災害／居宅焼失届	320
14	藩政／郡方／村町方／諸願書・取調	320
15	藩政／郡方／宿方	321
16	藩政／諸職／職事掛	321
17	藩政／諸職／神社郡政局・民事掛／諸願書・取調	321
18	藩政／諸職／兵政局・軍事局／申上書・諸願	322
19	藩政／諸職／兵政局・軍事局／武器拝借	323
20	藩政／諸職／監察局／申上書	323
21	藩政／財政／郡奉行・御勝手元／諸用状	323
22	藩政／財政／勘定所／御用状	323
23	藩政／財政／拝借金／繰廻金	324
24	藩政／財政／藩債処分／大坂御用場	324
25	藩政／財政／給禄・手充	324
26	藩政／財政／職事掛／諸用状	324
27	藩政／財政／計政局・会計掛／申上書・諸用状	324

真田家寄託

1	真田家／法式	326
2	真田家／御手許	326
3	真田家／御用所	326
4	真田家／触出・御達	327
5	真田家／相続	327
6	真田家／養子	328
7	真田家／官位	328
8	真田家／勤役	328
9	真田家／官位-明治以降	329
10	真田家／職務	330
11	真田家／婚姻	330
12	真田家／誕生・元服	332
13	真田家／病氣・療養	332
14	真田家／忌日・精進日	333
15	真田家／交際	333
16	真田家／書状留	333
17	真田家／書状／直書	333
18	真田家／書状／書状一括	334
19	真田家／書状／献上文書	335
20	真田家／奥向	336
21	真田家／文芸／歌道	337
22	真田家／文芸／香道	337
23	真田家／文芸／諸芸	337
24	真田家／文芸／歌道・諸芸一括	338
25	真田家／文芸／書画一括	346
26	真田家／文芸／写本・書籍一括	346
27	真田家／文芸／写本・書籍	349
28	真田家／文芸／写真	352
29	真田家／藩政／領内取調	352
30	真田家／藩政／諸役	352
31	真田家／藩政／職制	353
32	真田家／藩政／実録	354
33	真田家／藩政／日記-家老	354
34	真田家／藩政／日記-御目付	354
35	真田家／藩政／日記-水道方	354
36	真田家／藩政／日記-書拔・繰出	354
37	真田家／藩政／日記-諸職	355
38	真田家／藩政／郡方	355

39	真田家／藩政／財政	356
40	真田家／藩政／諸職／理事	356
41	真田家／藩政／諸職	357
42	真田家／藩政／家中	357
43	真田家／家政／家範	357
44	真田家／家政／家政會議・評議員會議	357
45	真田家／家職／家職雇用	358
46	真田家／家職／道具・文書管理	358
47	真田家／家職／元松代庁	360
48	真田家／家職／元松代庁-布告	361
49	真田家／家職／旧臣給禄・御賞	361
50	真田家／家職／諸願書	362
51	真田家／家職／諸書状・書類	363
52	真田家／家職／東京本邸	364
53	真田家／家職／貸費生	364
54	真田家／家職／社寺	364
55	真田家／家職／日記-御家	366
56	真田家／家職／日記-家扶	366
57	真田家／家職／日記-東京本邸	368
58	真田家／家職／日記-真田家別邸	369
59	真田家／家職／松代滞在	370
60	真田家／家職／会計総括簿	371
61	真田家／家職／東京本邸惣勘定	372
62	真田家／家職／東京経済誌	373
63	真田家／家職／年中勘定帳類	373
64	真田家／家職／予算・決算書類	375
65	真田家／家職／会計諸帳簿	376
66	真田家／家職／地所・家屋	377
67	真田家／家職／諸金銭請払	378
68	真田家／家職／祝賀・献上	378
69	真田家／家職／葬儀・法事	379
70	真田家／家職／真田家書状類一括	379
71	真田家／家職／真田家寄付・褒賞関係一括	385
72	真田家／家職／真田家会計書類一括	390
73	真田家／家職／藩政文書・函面類一括	395
74	真田家／家職／藩政諸評議書類一括	398
75	真田家／家職／藩政書状類一括	417
76	真田家／家職／藩政褒賞関係書類一括	420

77	真田家／家職／家職諸書類一括	421
78	真田家／他家文書／信濃国更科郡今井村文書	452

I 信濃国松代真田家文書目録(当館所蔵)

文書群記号 26A

文書群名 信濃国松代真田家文書 「ほ・ま・み・む・め・も・や」「既刊目録未収載分」の部

年 代 宝永 3（1706）年～明治 23（1890）年

数 量 5,278 点

今年度の目録刊行によって収蔵史料と真田家寄託分を含めた全体の目録化が完成するので、これまでの目録（その 1～11）の解題を基本とし、それに真田家寄託文書の再整理により得られた知見を加えて本目録の解題をまとめることとする。

なお、既刊分の所蔵史料目録については、順次 PDF で解題と目録本文ともに公開している（現在、『史料館所蔵史料目録』第 1～90 集を公開中）。史料館旧蔵の資料群を中心とした当館収蔵歴史資料の概要データベース及び史料目録データベースも合わせて利用頂きたい。

- ・史料目録 PDF 版 TOP <http://www.nijl.ac.jp/info/mokuroku.html>
- ・収蔵歴史アーカイブズデータベース TOP <http://base5.nijl.ac.jp/~archicol/>

入手の経路

本目録は、当館所蔵の信濃国松代真田家文書（文書群記号 26 A）のうち、後続の史料目録の収録対象として収蔵庫の壁木製棚やスチール棚に別置されていた文書群の現状を把握するため行った仮整理の段階で、「ほ(H)・ま(I)・み(T)・む(U)・め(V)・も(W)・や(X)・既刊目録未収載分」の記号が付された書付型史料群を収録したものである。

真田家文書の後続の史料目録刊行のための現状調査した際、後述するように箱番号としてアルファベットを付したが、これまでの刊行目録の番号付与の方法との整合性をはかり、かつデータ処理の統合性を保つために、本目録では、「H・I・T・U・V・W・X」を「ほ・ま・み・む・め・も・や」と置き換えた。既刊目録未収載分の場合は、すでに記号・番号ともに付与されていたのでそのままとした。

真田家文書の入手経路については『信濃国松代真田家文書』（その一）～（その六）、とくに（その一）と本目録の解題を参照されたい。

真田家文書について

1 真田家と松代藩の歴史

真田家と松代藩の歴史については、『史料館所蔵史料目録 第二十八集（信濃国松代真田家文書(その一)』から『目録(その8)』の解題、とくに(その一)(その二)の解題を参照されたい。さらに、解題末に掲載した、『長野市誌』『長野県史』などの地方史誌類も参照願いたい。

2 真田家文書の管理と伝来

真田家文書の文書管理や伝来については、後述するようにこれまで種々論じられてきた。『真田家文書目録』(その一)(その二)の解題で、その段階までに明らかとなっていた事実を整理している。これまで刊行された目録(その8)までは、この解題に依拠してきた。その後、真田家文書の管理と伝来についての調査・研究が進み、目録(その11)の段階で、その後の調査・研究成果をも取り入れ、真田家文書の管理と伝来についてまとめられた。以下の解題は、真田家寄託文書の再整理により得られた知見を加えたものである。以下、引用史料の目録表題および引用文献は略称表記とした[引用史料は(史料 No. ○)、引用文献は(著者名または書名、発行年)]ので、解題末の関連文献一覧を参照されたい。

松代藩文書の管理・保存

松代藩の役方の日記や文書類はそれぞれの部局で作成され、管理保管されてきている。具体例として、勘定所の在り方をみておきたい。御勘定所元ヰ役は、嘉永5(1852)年の上申書において保有の「古書類」を挙げている(古川貞雄、2000)。この中にある「御勘定所元ヰ御役所日記」(宝暦13年～嘉永4年)は現在当館所蔵史料(史料 No.い 1216～1302)であり、87冊である。一定の年限が経過すると「古書類」として長期保存・永年保存することになっていたようである。これらの史料は、御勘定所元ヰの執務場所に近い「御勘定所御帳蔵」で保管されたと考えられる。「御勘定所御帳蔵」は、「松代御蔵屋鋪絵図」という名称が付された史料に記載されている。この勘定所(御蔵屋敷)は、松代城東側の堀のさらに北東の場所にある「蔵屋敷」にあり(『松代城絵図集成』9、66頁、目録90-その11)、その北は筑摩川(千曲川)の河川敷につながり、東と南は侍屋敷である。さらに、当館蔵の「御勘定所図面」(史料 No.し 10)に、勘定所の敷地内の少し離れた場所に飯米蔵と棟続きで「御日記土蔵」とあり、先の「御帳蔵」または「御日記土蔵」と呼称されていたことが確認される。その敷地内に「御用紙御蔵」などが配置されている。明和元(1764)年、御蔵屋敷内の御白屋・御紙蔵・御真木蔵が焼失している(降幡浩樹、1996)が、日記の現存状況から火災の難を逃れてたことがわかる。

次に、藩の藩財政組織の基幹に御金奉行所が位する御金奉行所には収入を扱う元方御金奉行と支払いを担当する払方御金奉行(払方役所)の二つの部署についてみておきたい。種村威史氏(目録90-その11、種村補説)によれば、宝暦10年の「御本丸御絵図」(『松代城絵図集成』52頁)では、「納戸方御金方」は本丸の一階の南東部分にあり、この一階部分には、殿様の寝所や居間、それを取り囲むように「小納戸」「近習方」など側方の諸詰所があり、さらに「御用部屋」などの重要な役職の勤務場所がある。そこ

から大広間を隔てた南東部の角に設けられており、その近くに大きな「御土蔵」や「辰巳櫓」がみえる。明和 4 年に、本丸機能の政務財務部門が「花の丸御殿」に移り、御金方役所は「台所統二階」に配置されることとなった。

拙方御金奉行は、明治 2(1869)年頃の「御役方起原并勤方沿革申上控」において、保管している「御日記其外品々御帳類」を列挙している(目録 90-その 11、種村補説)。「御腰物 一吉光御脇差、一御腰物櫃一棹、一御重代其外御腰物并御小道具 右は御元方一同御預仕候、取扱方万端御元方より書上仕候付不申上候」とあり、拙方の職掌は御金の出納管理以外に、拙方・元方一同で、吉光脇差ほかの真田家重代の腰物とともに古文書も管理していることがわかる。御金奉行は明治 2 年の職制改正により計政局司金となる。嘉永 6 年 5 月 1 日花の丸より出火、「御住居向残らず焼失。御宝蔵・御土蔵七棟・御茶屋四カ所・堀重・御門・腰掛・その他、諸番所相残る。九ツ時頃鎮火。出火の節、諸書類は桜の馬場へ取出し、御用部屋日記蔵へ一同差置く。吉光の長持はお城南広場、学校御普請小屋へ御幕囲い、差置く」(「監察方日記」、降幡浩樹、1996)。「吉光の長持」とともに古文書が難を逃れた状況が記されている。なお、ここには、重代の宝物とともに「諸書類」と「御用部屋日記」を記していることに注目したい。ほかの文書はというと、例えば元方御金奉行の管理していた「課業内預金銭請拙御元帳」は、焼失したために、新規に作成したことが記されている(史料 No.い 2530)。また、余慶方の「課業之方御拙切証文留帳」も焼失している(史料 No.い 2428)。

御金奉行は明治 2 年の職制改正により計政局司金となる。その「吉光の長持」等の管理は廃藩置県まで継続し、明治 4 年 12 月に司金より真田家または家職に引き継がれたと考えられる。その引き渡しの目録は、「御腰物御元帳外御品御引渡帳」(史料 No.寄 119)、「御腰物引渡帳 貳番」「御腰物引渡帳 三番」「御腰物引渡帳 四番・五番」「御腰物引渡帳 六番」「御腰物引渡帳 七番・八番」(史料 No.寄 120)であり、道具類と古文書の出納の際の台帳となっている。

各役方で個別に管理保管された文書記録は、それを引き継いだ文書記録専管部署は、「御日記御土蔵」などで保存管理していたようである。場所は三の丸で、花之丸御殿へつながる中御門の番所横で、「御武具御土蔵」の西側の 4 間と 2 間の広さの土蔵である(嘉永 7 年「信州海津城絵図面」『松代城絵図集成』96 頁、30 頁略図)。この中御門近くには表御納戸土蔵もある。「御日記御土蔵」の管理台帳の全体は不明であるが、その一つが「日記并諸帳面入注文」であろう(藩の文書管理、2008)。文久 2 年 2 月 22 日、三の丸の中御門近くの「普請屋根細工小屋辺出火。役所向・材木小屋残らず焼失」(降幡浩樹、1996)した。しかし、「御日記御土蔵」については記されていない。

松代藩の御用紙と記録作成

では、松代藩での文書作成の紙はどのようなものであったのだろうか。史料閲覧の参考のため、松代藩の御用紙と紙の使用例に事例の一端を紹介しておきたい。

信濃国水内郡の主要な和紙の産地は裾花川・土尻川・犀川峡谷で、そこで漉かれた和紙は山中紙と呼ばれていた(降幡浩樹、2005 / 信濃の和紙、2000)。降幡浩樹氏によると、元禄 2(1689)年には紙運上として松代藩に納める紙を漉いており、漉かれた紙は松代藩で使う御用紙が中心であったとしている。

本目録の口絵に掲載した紙漉のための資金を貸付た史料では、漉いた紙の現物を納めていたことを示

している(史料 No.や 12)。

松代藩で使用している紙の種類は、天明 4(1784)年における郡奉行からの御用紙方宛の御用紙買上値段をみると、奉書紙／並杉原紙／上粘入紙／並粘入紙／中太田紙／上端不端切紙／下端不切紙／小盤紙／上小杉／新中小杉／新下小杉があげられている(松代藩災害史料 3)。

文化 13(1816)年における御用紙、いわゆる記録紙の種類は、厚漉奉書紙／薄漉奉書紙／並杉原紙／上粘入紙／並粘入紙／並小右衛門紙／上不端切紙／下不端切紙／同切之方／小盤紙／小盤紙切之方／黄小盤紙／並小盤紙／白半紙／黒半紙／廣漉返紙／単漉返紙／中太田紙／上芳野小杉／本中小杉／中小杉／下小杉／上小杉／芳野小杉／並小杉／廣漉返・端吹紙／黒口漉返紙(史料 No.あ 3515、信濃の和紙、2000)とあり、上質の奉書紙とともに漉返紙、いわゆる宿紙が含まれている。

当館所蔵松代藩の文書量の膨大さとその中に占める復古紙や宿紙の多さは特徴的である。

その復古紙の使用の例を勘定所元々日記にみると、天明 3(1783)年、御賄所諸帳面に復古紙を使用することについて詮議した結果、「土蔵玄米月々請払元帳并品々御臨時渡元帳等」厚復古ですますとして、御賄役の御用紙受け取り分を復古紙の分を 3 束 6 帖増しとし白紙 9 帖を減ずるとある。ここでの復古とは、文字面を裏にして紙背を再利用することのようである。引き続き、勘定所への御用当番家老からの寛政 9(1797)年より 3 年間の「厳敷御儉約」の申達が出されている(松代藩災害史料 6)。寛政 11(1799)年には願書の用紙について、丈の長い一紙に文字大きく荒い認め方を改め、小奉書紙位に文字を小振にせよという申達も出される。儉約令を受けて、同年、復古紙の使用に関して、勘定所元々から、勘定所諸帳面を「復古御入用」として御用紙方に渡していたが、元帳類が多くあるのが不都合であるため、復古紙の提供の仕方を改めたいと伺いを出している(松代藩災害史料 6)。元帳の廃棄を促しているのである。

復古紙を使用しての儉約にあたり、勘定所元々日記の年頭にその年の郡方の復古紙使用量を示している。文政 13(1830)年には、復古 1850 枚、内訳として当用役所日記などに 1005 枚とある(松代藩災害史料 14)。

他の部署でも同様であり、種村威史(目録 90-その 11、種村補説)氏は、御金奉行の安永年間以前の書類は、古い職務書類として「明和年中より安永年中迄伺之上取崩、復古御用ニ相立残置候」として継続的な廃棄・保存の実態を明らかにしている。

三の丸には、普請方、細工所の中に「紙縫」が設けられている(史料 No.し 484、『松代城絵図集成』95 頁)。具体的な実務は不明だが、復古紙のリサイクルに関与していたと推測されよう。

松代藩庁文書に宿紙・復古紙が多いのは、藩の儉約政策を受けてのことであることが窺える。

真田家文書の伝来

信濃国松代藩の文書群は、現在、真田宝物館(長野市松代町)と国文学研究資料館(所蔵分・真田家寄託分)に分割されて収蔵されている。

明治 4 年 7 月に廃藩置県が行われ、松代藩も松代県となった。同年 8 月、兵部省は上田城内に東京鎮台第二分営を置き、城郭・城地の接收手続きを進める。松代城も接收されることになり、これまでの城地内建物から収蔵物を移動しなければならなくなる。政事所の文書記録は、「明治四年辛未廃藩ノ当時、

御城地陸軍省え御引渡ニ付、御私有御土蔵等御取払ニ付、御政事所御日記御土蔵日記、一時長国寺経蔵え殊皆御仕舞相成候処、明治五年五月十五日長国寺本堂屋根ヨリ午後二時発火、本堂・庫裏・山門・禅堂・衆寮・経蔵・御霊屋・別当五院トモ全焼ニ付、御政事所御記録殊皆焼失」(史料 No. 寄託 2)の記述から全て焼失したことが明らかである。他の部局の文書記録については不明だが、前述の通り司金管轄の吉光脇差ほかの真田家重代の腰物類は真田家への引継が確認できる。

しかし、その後、明治4年11月、信濃国内諸県の統廃合があり、松代はじめ飯山・須坂・上田・小諸・岩村田、椎谷(一部)の7県は廃止となり、長野県に統合された。松代には長野県松代庁が置かれたが、明治5年2月に松代庁のすべてを長野県庁に移管し、閉庁となった。松代県村々はこのような統治体制の改編にともなって長野県に引き継がれることとなった(『長野市誌歴史編近代一』)。松代県から長野県への引継書類の記録は、前出の(『藩の文書管理』、2008)に収録されている。

明治6年松代城地の払い下げの際、9代藩主幸教の母貞松院の居宅として元治元年に建築された新御殿(真田別邸、現真田邸)は払い下げの対象から外された。その新御殿には、真田幸民が慶応2(1866)年3月家督相続し、同年3月9日真田幸教致仕、慶応2(1866)10月15日に幸教は隠居して大御前様として新御殿に移る。そして明治2(1869)年10月18日病没した。貞松院隠居所としての新御殿使用期間は、元治元年10月15日から慶応1年1月26日の100日間、慶応4(1868)年には花の丸に入り、明治6年10月9日に花の丸殿舎が全焼したことで新御殿へ移ることとなる。

新御殿にある蔵に松代城と花の丸御殿で収蔵していた道具類を収納することとなる(浅倉有子、2008)。新御殿には6棟の土蔵が存在し、その後「七番」土蔵が増設される。藩侯の文書記録と、松代藩庁管理の文書記録のうち松代県・長野県に引き継がれない文書記録は、元知事真田家のもとにおかれ、新御殿(通称、真田家別邸)内の蔵に収蔵されたものと推測される。

明治13・14年、これらの蔵の調査が実施されており、(原田和彦、2008)に詳しい。明治13年に中央政府の歴史書編纂事業が開始され、埴科郡役所は旧記録類の所在を真田家に依頼した。その対応として、家扶が蔵内を調査している。また、同年の9月1日から10月31日まで「民事方書類取調」が行われている。これは「旧民事方諸帳簿類」と「民事方日記」を抜き出す作業であり、この調査を旧松代藩少参事である矢野唯見らが担当した。

この作業時の記録である「御蔵内日記書類下調」は、「御蔵内日記書類下調 壱」を始めとして縦帳2冊、横切継紙1通、横帳1冊、2綴で12点が紙縫で一括されたものであり、真田家寄託史料に現存する(寄 627)。ここに記載された冊子型史料名と当館所蔵史料との照合を行うと大半が一致する(南隆哲、2011)。明治14年段階の「御蔵内日記書類下調」収載史料群が当館へ譲渡されたことが明らかとなった。

その「御蔵内日記書類下調」(12点分)に記載された見出項目の概略を以下に示しておく。

- ・イ印 川中嶋拾万石御勘定相極御目録一紙 63筆 享保6年～明治3年
- ・ロ印ノ部五箱アリ 御高帳 121筆 寛延3年～明治4年
- ・ハ印 村々検地有地改沖附野帳類 105筆 元禄5年～弘化4年
- ・ニ印 壱式 式箱ニ入ル 枳方日記書類并産物方同断 54筆 文化10年～明治2年
- ・ホ印 是ハ郡奉行御勝手元締等往古ヨリ之諸書類多分ニ而、殊ニ筆筒引出シ多ク有之、一々名目見調書記不行届

其儘ニ致し候事

- ・へ印 郡方日記 但一二三ノ印三箱アリ 但三印ノ下段ニ職方公事方并町奉行日記アリ 149 筆 宝暦 4 年～明治 2 年、(郡方日記) 68 筆 宝暦 4 年～元治 2 年、「公事方」 8 筆 寛政 3 年～弘化元年、職方公事方 73 筆 明和 7 年～明治 2 年
- ・ト印 御勘定所元々日記并書類 一二 式箱アリ 124 筆 宝暦 11 年～明治 4 年
- ・チ印 村々絵図面 216 筆
- ・リ印 御金掛り書類諸帳面等 △印リ印ノ部ニかへ候事別帳 58 筆 明和 9 年～明治 4 年
- ・ヌ印 堂宮書上帳 (朱筆)「何連も大虫食ニ付引合せズ」 10 筆
- ・ル印 掛り向々取纏り無之壺式帳宛有之候ニ付取交ノ口 (朱書)「後ノニ印印ノ部此内へ加ヘル」 126 筆 元禄 5 年～明治 13 年
- ・ヲ印 御代官書類并下段(抹消)「雑書アリ」向入交書類アリ 19 筆 天明元年～明治 3 年
- ・ワ印 御一新前ヨリ助郷并御一新後駅通会議等之書類 29 筆 嘉永 2 年～明治 4 年
- ・カ印 明治五壬申年長野県へ御引継書類 (朱書)「ロ印書帳箱之内ニ入」 34 筆
- ・ヨ印 信濃大絵図 壺枚
- ・タ印 惣改高帳と有之処はハ一統相唱フル寛文中高書上水帳ナリ、其外往古ヨリ之水帳并水帳未此印之内ニアリ 207 筆 寛文 6 年～天保 11 年
- ・レ印 御武具方日記類
- ・ソ印 御納戸方日記書類 一ヨリ七マテ
- ・表御納戸 91 筆 天明元年～明治 3 年 p.1～8
- ・御金方
- ・御余慶方 20 筆 文政 8 年～明治 2 年、16 筆 安政 7 年～明治 2 年、47 筆 安政 4 年～明治 3 年 61 筆 享保 2 年～明治 2 年
- ・司金 38 筆 明治 2 年～明治 5 年
- ・払方 19 筆 嘉永 7 年～ 明治元年
- ・御金掛り書類 リ印ノ末ニ入 40 筆 慶応 2 年～明治 5 年
- ・御用部屋書類 表御用人書類 69 筆 文化 4 年～明治 4 年

大正期の文書管理について、大正 7 年(1918)7月28日付で作成された「引継書」(史料 No.寄 465)によってみておきたい。この引継書は、従来新御殿所蔵の道具類の管理を担当していた前家令・河原理助から新家扶成澤九十九に宛に出された文書である。同年 8 月から「御在庫品整理委員会」によって、真田家伝来の大名道具の全面的な整理事業が開始される。先の「引継書」は、5 名の整理委員会のメンバーの一人である家扶・成澤九十九に提出したものである。

この引継書には、「旧御藩御日記其外書類入記」として藩庁文書の目録名が記載されている。現在この「旧御藩御日記其外書類入記」は確認されていない。なお、前述した「御蔵内日記書類下調」は、文書紙背を用いた簡易な綴の冊子であり、引継目録としての体裁を整えていない。この「御蔵内日記書類下調」を元として浄書したのが、「旧御藩御日記其外書類入記」と推定される。

大正 7(1918)年の再整理時記録には、箆笥など容器の中に収納されていた多数の書類と、二番倉の階下全部に置かれていた図書と民政上累年の書留帳簿類があったことが記されている。

この他の目録として、大正9年の家扶による「日記目録」(史料 No.寄 184)・「諸記録目録」(史料 No.寄 185)がある。「日記目録」の収録史料は江戸日記や御国日記等であり、「諸記録目録」は藩侯の御手許文書などである。その記載の史料名と「御蔵内日記書類下調」の史料名は重複していない。「日記目録」・「諸記録目録」記載の史料名は当館所蔵史料に含まれるものが多く確認できる。

このことから、明治14年段階の「御蔵内日記書類下調」収録史料群と大正9年の「日記目録」・「諸記録目録」記載の史料が文部省史料館へ譲渡されたことが明らかとなった。

昭和期の管理状況について、降幡浩樹氏(降幡浩樹、1997)は、次のように整理している。

「自昭和十一年十月至同年十二月本邸御荷物蔵置書松代別邸」(史料 No.寄 465)の史料は、昭和11年10月15日を最初に同年の12月までに東京赤坂六本木の本邸(明治中期に芝琴平町の自宅から六本木に転居、その後昭和30年代に世田谷区宮坂に移転)から7回に分けて、道具類と文書・書籍を松代に送った記録である。この移動は、東京六本木にあった本宅の改修のために土蔵内部の整理が求められ、松代に送る必要にせまられたと考えられる。この記録により、江戸藩邸および東京における真田家文書と、松代で作成された真田家文書とが一緒になったことが確認できる。記録と照合すると当時二番土蔵に運ばれた「和宮下向御警衛一件(文久元年御留守居方)一冊」は、現在国文学研究資料館の所蔵であり、五番土蔵に運ばれた「戊辰戦役関係記録一箱・書籍表蓋に要書とあり」は、現在真田宝物館に保管されている。このことから、江戸藩邸および明治以降東京で作成された文書の一部が、松代別邸の蔵間で混交され、当館と真田宝物館に別れたことになる。なお、昭和11年の東京からの搬入された物を合わせると二番蔵は相当量の収納量になったと想像される。真田家文書の文部省史料館への譲渡は昭和26年初めである。当時、点数は3万点を越えるといわれ、移動には鉄道貨車一輛を用いた相当量の史料群である。真田家の家扶をしていた永井久子氏の聞き取り調査によると、昭和26年に運び出された史料群は七番土蔵の史料であるという。その当時の七番は、真田家が私有していた蔵であり、現在は松代商工会議所に貸し出されている。また、五番土蔵は、昭和41年の長野市への寄贈以降、昭和61年までは真田家が私用として使っていた。昭和60年10月より国庫補助事業として一番、四番、五番土蔵の解体修理が行われる際、長持等の史料を搬出し、東京の世田谷区宮坂の自宅および松代の自宅に移動した。その真田家所有の史料が、昭和63年度に史料館(国文学研究資料館)に寄託された史料群とすることになる。

元は、当館分も真田家寄託分も真田邸の土蔵に収められていたということである。

以上のような経緯で、戦後、真田家文書の一部が文部省史料館の所蔵史料となった。目録を刊行するための整理では、まず簿冊型史料と一紙型の書付・絵図とに形態分けをしている。この方法は、史料館の整理方針とも相異し、利用にも不便であることは認識しつつも、多量の史料を少しでも早く目録化して一般の利用に供するための例外的な措置として採用したものだと思っている(目録28-その1)。とはいえ、も「御蔵内日記書類下調」調査時から、冊子型史料が多くを占め、書付など諸書類が何かに詰められている状態であったと想像される。ならば、受入当時、大きく仕分けすることなく、形態分けが行いやすかったともいえよう。

なお、旧真田家別邸に残された史料は、その後、長野市に寄贈となった。現在、真田宝物館で管理・保存されている真田家文書については、原田和彦氏の諸論考を参照されたい。

3 松代藩の職制

松代藩の明治以前における職制及び部局の機能については、(目録 90-その 11)においてまとめた「松代藩職制図」を参考にさせていただきたい。

慶応 4(1868)年閏 4 月に府県制が制定され、執政、参政、公儀人を設けた。松代藩は明治 2 年 6 月 24 日に版籍奉還し、明治 2(1869)年 12 月、松代藩での府県藩制度の新しい職制を制定した。構成は、政事所・神社郡政局・主計局・市政局・学政局・兵政局・監察局の 6 局である。次いで明治 3(1870)年 9 月、政府はまた藩制を改めた。松代藩は、藩庁に職事掛・民事掛・会計掛・監督方・議事局・学校・軍事局・兵隊の職をおいた。職制制定から明治 4 年 7 月 14 日の廃藩置県までの 2 年余の短期間ではあるが、史料に頻出する職名である。

この職制改正により、御蔵屋敷が勤務部署である御蔵方所管の郡奉行・御勝手元メ、代官・勘定元メ・勘定役などの民政・財政部局は神社郡政局と計政局に移行し、花の丸御殿が勤務部署の納戸三役(元方御金奉行・払方御金奉行・納戸役)は計政局へと引き継がれる(目録 90-その 11、種村補説)。なお、「勘定所図面」(史料 No.し 10)の「司金仮局」「用度属仮寮」の貼紙があり、勘定所の場所が計政局へと移行したことを知ることができる。また、町奉行は市政局へ、御吟味役や目付が監察局に移行したようである。

本目録での個別文書群内の編成の大区分けでは、廃藩置県までを「藩政」としてくくり、それ以降を「元松代庁」とした。

4 収録文書群の整理と目録編成

真田家文書全体の構造と整理経過ならびに目録編成の方針については、(目録 28-その 1)～(目録 87-その 8)、(目録 89-その 10)の解題を参照されたい。以下では、本目録に収録した「ほ(H)・ま(I)・み(T)・む(U)・め(V)・も(W)・や(X)・既刊目録未収録分」の部に限定して記すことにする(以下、仮番号の(H)・(I)・(T)・(U)・(V)・(W)・(X)を省略する)。

史料館では、印刷目録を 6 冊刊行した段階で、なお膨大な未整理史料があったため、平成 12 年度に、残存史料状況を把握し、目録編成の方向性を探るため、概要調査を実施した(真田家未整理史料調査、2001)。この段階で、未整理史料は、品川区にあった旧北館収蔵庫の 2 階前室(棚 3・箱 2)、2 階奥室側壁に棚(箱 11・籠)に置かれており、全部で 34 箱(文書箱 25・衣装箱 7・ダンボール箱 2)に収納されていた。

このとき、棚や衣装箱など保存単位ごとに番号・記号を付け、史料配架現状のスケッチや概要調査が行われている。この概要調査のとき便宜的に付されたのが A～N の記号である。未整理史料といっても、一部仮整理済みで内容的にまとまっているものがあり、一紙書付型史料のみでなく、簿冊型史料も未整理史料の中に混在している。

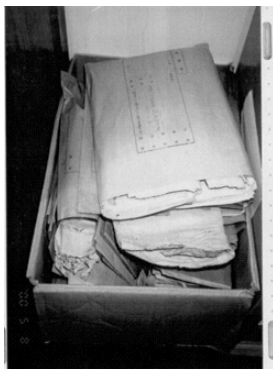
本目録に収録した「ほ・ま・み・む・め・も・や」は、以下の状態にあった。



「ほ」の元の状態



「ま」の元の状態



「も」の元の状態



「み・む・め」の元の状態



「や」の元の状態

- ・2階奥室北壁面木製棚上の柳行李((目録 90-その 11 の「へ」)の上の段ボール箱が「ほ」である。
- ・2階奥室北壁面木製棚上の柳行李((目録 90-その 11 のへ)の下の「そ」の右横の段ボール箱が「ま」である。
- ・2階前室西壁面スチール棚(6棚)の上から3・4段目が「み」、5段目「む」、最下6段目「め」がクラフト整理封筒に入れられておかれていた。1・2段目に(目録 89-その 10)に収録した「と・な・に・ぬ」があった。
- ・2階前室西壁面スチール棚の左横の段ボール箱が「も」である。
- ・2階前室西壁面スチール棚の上の赤黒金唐草紙張木箱が「や」である。

真田家文書は、文部省史料館に収蔵されたのち、冊子型文書と書付型文書に大別され、冊子型文書のほとんどが(目録 28-その 1)に収録され、書付型文書は作成部局や文書内容を勘案しながら大まかな仮整理を行いつつ、目録刊行に向けて本整理を進め、平成 5(1993)年に(目録 59-その 6)を刊行するに至っ

た。この刊行の過程で、内容からみて別編成にするのが望ましいと判断された文書を旧収蔵庫北館 2 階の前室と奥室北壁面の棚や段ボール箱に仮置きしたものの一部が「ほ～や」である。目録刊行の整理時に別編成にするために別置きするにあたり、クラフト整理封筒に作成部局や文書内容に関する注記を書き入れたものがほとんどで、ある程度の内容上のまとまりで袋に入れられていた。但し、藩庁での作成部局あるいは保管部局を特定できる文書は多くはない。

目録編成は本来、アーカイブズ学の原則に従い、各文書の保管部局を確定した上で、組織構造に対応した文書群体系を示す編成にする必要がある。「ほ～や」の部の文書群の場合、保管部局を明確に確認できず、内容でのまとまりで収納されている場合が多く、かえって文書保管部局を判りにくくしてしまっている面があった。さらに、内容的に類似した文書を紙綴で括ったり綴じたりしている事例がかなりある。(目録 88-その 9) 解題の「整理の歴史」で述べられているように、史料館で新たに作ったまとまりであるが、そのまとまりをそのままに番号を付与して整理をすることとした。

もともと関連文書を一括保存していた、いわゆる保存の原形もある程度は残っていることから、最終保存部局を推定できる場合もある。保管部局を特定するため、作成者と宛先に関して(真田家家中明細書)で検索し、役職を推定した。その結果、ある程度原保管部局をつかむことができた。加えて、「収蔵歴史アーカイブズデータベース」にアップ準備段階にある(目録 28-その 1)～(目録 87-その 8) のデータを用いての表題や人名検索を行って精度を高めた。

本目録の編成は、収録した文書の差出人(作成役局)・宛名(受理役局)、さらに文書伝達経路や取扱われている事案を基準に行った。

まず、前述したように各「ほ・ま・み・む・め・も・や・既刊目録未収載分」と記号を付された箱単位の区分けし、第一編成を「真田家」「藩政」「元松代庁」とした。これは(目録 28-その 1)以降、続刊の目録も概ねこの編成に準拠していることとの整合性をとったためである。なお、保管部局を重視し、各文書が取り扱う事案の内容と関係組織の両方を勘案したため、第一編成の下位層の一部を変えて編成を行うこととした。

5 個別文書群内の概要

以下、「ほ・ま・み・む・め・も・や・既刊目録未収載分」の各まとまり単位に区分けし配列した。ここでは、「真田家」「藩政」「元松代庁」の三つの編成項目を立て、その編成の中での概要を記述する。

なお、少量の場合については目録本文を参照されたい。各項目に収録している点数と年の幅を示した。

ほ文書群

年 代 宝永 5 年(1708)8 月～明治 23 年(1890)4 月

数 量 518 点

1 真田家／家職／諸金銭勘定 64 点 明治 2 年(1869)9 月～明治 3 年(1870)8 月

真田家東京邸における金銭支払に関する証書類。

2 藩政／勤役／供奉 1 点 未詳

- 供奉に関する家中名面書。
- 3 藩政／家中／賞罰 17点 天明元年(1781)4月～明治3年(1870)2月
家中の賞罰に関する評議の内、天明元(1781)年の宰領用状紛失に関わる評議書類、明治3(1870)年の家中咎人の取計についての「御咎之記」。賞与に関する履歴綴も含む。
 - 4 藩政／家中／屋敷・地所 2点 天保6年(1835)3月
家中の屋敷拝領など。
 - 5 藩政／郡方／村町方／諸願書・取調 31点 天保7年(1836)2月～慶応2年(1866)7月
郡奉行所・代官管轄の領内の村と役所との間の願書ならびに役所内で取り交わした文書で村町方の事案を扱っているものを配列した。弘化2(1845)年矢代村・下横田村の句合会の差止に関する取調がまとまっている。
 - 6 藩政／諸局／監察方／諸願書・取調 23点 明治3年(1870)6月～明治3年(1870)11月
明治3(1870)年、監察局大監察祢津神平(元御目付)が審議した市村渡船場一件など
 - 7 藩政／諸局／民事掛／申上書・諸願書 13点 明治4年(1871)1月～明治4年(1871)9月
明治4(1871)年、民事掛管轄の領内の村との間の願書、林境界取調に関する歎願書類など。
 - 8 藩政／諸局／兵政局・軍事局／申上書・諸願書 35点
明治3年(1870)2月～明治4年(1871)10月
甲府・奥羽出兵の従軍者に関する功績調書とその御賞願など明治3.4年分。
 - 9 藩政／財政／勘定所／諸用状 4点 慶応4年(1868)3月～慶応4年(1868)8月
勘定所内における慶応4(1868)年大坂御用場に関係するもので、京都在住役人との用状。
 - 10 藩政／財政／勘定所／拝借掛 14点未詳
勘定役拝借掛の書付類。
 - 11 藩政／財政／勘定所／切米渡 50点 文久3年(1863)1月～元治元年(1864)4月
切米・扶持米・被下米の受取渡証文を紙綴綴で一括体にした史料である。
 - 12 藩政／財政／払方御金奉行／金銭請払 33点 文久3年(1863)4月～元治元年(1864)4月
文久3(1863)分を元治元(1864)年に払方御金奉行が管轄した留守居方物書の上京道中入料勘定証文一括。
 - 13 藩政／財政／払方御金奉行／諸事差引勘定 25点 未詳
藩士への諸経費支給にあたっての諸事差引勘定書。
 - 14 藩政／財政／奥向賄／拝借金 57点 宝永5年(1708)8月～宝永5年(1708)9月
宝永5(1708)年、木内清八・馬場与惣右衛門宛の拝借金証文。両名の名が宝永期の史料にみられる。藩主湯治への随行に際しての拝借金が多い。「拝借申金子之事」とあるが、中借という立換払の場合も含む。各人が役務として当座、必要な経費が発生した場合、必要者や必要部局の申請に基づき、当座の費用を立て替えるのが中借である。
 - 15 藩政／財政／御側御納戸／諸向御用 92点 文久2(1862)年7月～元治元(1864)年3月
御側御納戸の用向きに関わる文久2年から元治元年の御領分御境見分一件書類、重姫御祝儀御在府御

用書類、道具買上勘定書など。

16 藩政／財政／甲府・奥羽出兵 25点 慶応4年(1868)9月

維新争乱期に真田家、松代藩は、慶応4(1868)年2月30日に甲府へ出兵し、8ヶ月後の11月8日に引上げた。また同年4月19日には飯山へ援兵を出し、続いて同27日に越後へ出兵・閏4月26日の小千谷戦などを経て福島まで転戦し、同年10月6日に帰休令を出し同月29日に帰藩させた。史料の多くは、帰藩後に戦功や入費を処理・精算したものである。なお、本項に関しては、一件日記が(目録28-その1)にあり、(目録59-その6、目録86-その7、目録88-その9～目録90-その11)にも関連項目のほか、給禄・手充や財政などの項目にも関係書類がある

17 藩政／財政／計政局・会計掛／金札・銭札・官札 1点 未詳

18 藩政／財政／計政局・会計掛／金銭請払 10点 明治2年(1869)1月～明治3年(1870)7月

計政局の職掌は、「金穀、出納、給禄、饗食、用度、営繕、物産、商法等」とあり、藩内の勘定関係などに関わる多くの願書が寄せられる。計政局・会計掛が所管した貸出金などの金銭請払勘定書。

19 元松代庁／諸用状 18点 明治4年(1871)3月～明治23年(1890)4月

明治4(1871)年7月14日廃藩置県により松代藩は廃止され松代県が成立、同年11月20日松代県は長野県に併合された。松代には長野県松代庁が置かれたが、明治5年2月に松代庁のすべてを長野県庁に移管して閉庁となった。この時期の史料を本項目にまとめた。真田氏が知藩事を免官された後、新御殿(真田別邸、現真田邸)において家職である家扶が諸事務を扱うこととなる。そのため、旧藩に関わる藩債・家禄、旧領内村々の願書、松代県松代庁・長野県からの諸用状などが集積されることとなる。

20 その他 2点 慶応2年(1866)

ま文書群

年代 享和元年(1801)12月～明治10年(1877)10月

数量 579点

1 真田家／規式 6点 文政10年(1827)6月

藩主の江戸における作法規定を巡るもので、幕府諸有司との応答文書と真田家内部での評議文書が含まれる。塗笠に関する問い合わせ、諸大名御挨拶の手控である。

2 真田家／江戸屋敷 18点 未詳

江戸南部坂下屋敷における諸行事に関わる文書。

3 真田家／江戸屋敷／屋敷替 3点 文政12年(1829)12月

「屋敷替」は真田家が下屋敷を構えるべく取り交わされた相対屋敷替に関する史料である。文政3(1820)年5月16日付で幕府の許可を得た相対替では、石場主膳の深川小松町拝領屋敷200坪を真田へ、真田三崎屋敷の内200坪を松波幸右衛門へ、松波の赤坂築地拝領屋敷252坪を石場へと、三方屋敷替となっている。本項目は文政12(1829)年、谷中三崎下屋敷と深川小松町屋敷との相対屋敷替の願書である。

4 真田家／道具・書目 1点 未詳